

滋賀県建設工事等電子入札実施要綱

(平成 18 年 1 月 25 日制定)

(令和 3 年 4 月 1 日最終改正)

(目的)

第 1 条 滋賀県が発注する建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の制限付き一般競争入札、簡易型一般競争入札および事後審査型一般競争入札ならびに公募型指名競争入札および指名競争入札（以下「入札」という。）における電子入札の実施に関し必要な事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 5 条に規定する特定調達契約に係る入札における電子入札の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「電子入札」とは、滋賀県財務規則第 210 条の 2 に定めるもののうち、滋賀県が設置する滋賀県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札をいう。

(利用者登録)

第 3 条 電子入札を行おうとする者は、電子入札システムに、利用者登録をしなければならない。

2 利用者登録は、滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者だけが行うことができる。

3 電子入札システムへの利用者登録をした者（以下「電子入札参加者」という。）は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用する I C カード)

第 4 条 県の入札執行者（以下、単に「入札執行者」という。）が、電子入札に使用する電子証明書である職責証明書は、滋賀県電子署名規程（平成 18 年滋賀県訓令第 61 号）および滋賀県における地方公共団体組織認証基盤の利用等に関する要綱に基づいて管理するものとする。

2 入札執行者が各電子入札参加者に対して発行する電子入札に係る電磁的記録には、滋賀県電子署名規程に基づき、滋賀県権限者を名義とする電子署名を付することとし、当該電子署名は、地方公共団体組織認証基盤における滋賀県認証局が発行する職責証明書を利用するものとする。

3 入札執行者は、職責証明書を格納した I C カードに係る鍵情報等の破損、紛失、盗難、不正使用等の事故がないよう適切に管理しなければならない。

4 電子入札参加者が電子入札に使用する I C カードは、次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならない。

(1) 県が指定した認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者をいう。）が発行するもの

(2) 電子入札参加者の有資格者名簿に登録された代表者等（県外に主たる営業所を有する事業者で営業所等から入札参加している者にあつては、当該営業所の代表者をいう。以下同じ。）の名義で取得し、前条第 1 項の規定により登録したもの

(3) 電子入札参加者が共同企業体の場合にあつては、代表構成員が、代表構成員の代表者等の名義で取得したもので、前条第 1 項の規定により利用者登録したもの

5 電子入札参加者が県に対して提出する電子入札に係る電磁的記録には、前項の要件を満たす電子証明書による電子署名を付すものとする。

6 電子入札参加者が I C カードを使用するに際し、次の各号に該当する場合は、当該電子入札参加者の行った入札を無効とする。

(1) 利用者登録の内容が変更となっているにもかかわらず、変更前の I C カードを使用して電子入札に参加した場合

(2) 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして電子入札に参加した場合

(3) 同一の案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して電子入札に参加した場合

(4) 不正な目的で I C カードを使用したと入札執行者が認めた場合

（案件登録）

第 5 条 入札執行者は、電子入札により行うこととした案件について、案件登録を行う。

2 案件登録の内容は、案件概要登録、案件詳細登録および案件日付登録とする。

3 電子入札に係る日時等の設定は、入札執行者が定めるところによる。ただし、入札執行者が必要と認める場合は、これを変更することができる。

4 前項の規定による日時等の設定に当たっては、滋賀県の休日定める条例（平成元年滋賀県条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除くものとする。

5 案件登録後、その内容について錯誤が認められ錯誤の内容が軽微である場合は、必要に応じて、速やかに修正を行う。この場合において、当該入札の参加業者に案件の修正を行った旨がわかるよう措置するとともに、既に入札の手続を行った入札参加者がいる場合は、当該入札参加者に対して案件登録の修正を行った旨を電話等の確実な方法で連絡するものとする。

（開札日時等の変更）

第 6 条 案件登録後、入札執行者の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等（以下「障害等」という。）のため電子入札システムを使用できない場合または複数の電子入札参加者の使用に係る電子計算機に障害等が生じた場合で入札執行者が必要と認めた場合であつて、障害等の復旧の見込みがある場合は、開札日時等を変更するとともに、入札参加者に対して開札日時等を変更することを電話等の確実な方法で連絡し、速やかに変更後の開札日時を日時変更通知書（別記様式第 1 号）により通知するものとする。

(紙入札への変更)

第7条 案件登録後、入札執行者の使用に係る電子計算機に生じた障害等のため電子入札システムを使用できない場合または複数の電子入札参加者の使用に係る電子計算機に障害等が生じた場合で障害等の復旧の見込みがなく、入札執行者が必要と認めた場合は、入札方式を紙入札に変更するとともに、電子入札参加者に対して紙入札に変更することを電話等の確実な方法で連絡し、速やかに開札日時等を入札方式変更通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(電子入札システムによる資料の送信)

第8条 電子入札システムにより送信する提出資料等(以下、単に「提出資料等」という。)については、入札執行者が指定するファイルの形式がある場合は、当該指定された様式により提出しなければならない。

2 提出資料等を作成する場合は、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用してはならない。

3 提出資料等についてファイル圧縮をする場合には、L Z H形式またはZ I P形式によるもので、自己解凍方式でないものとしなければならない。

4 提出資料等に係るファイルにウイルス感染があることが判明した場合は、入札執行者は、直ちにファイルの閲覧を中止するとともに、当該ファイルを送信した電子入札参加者と再提出の方法を協議し、完全にウイルスを駆除することができる場合でなければ、電子入札システムにより再提出することを認めないものとする。

(資料等の提出)

第9条 提出資料等のうちに次の各号に掲げるものがある場合には、電子入札参加者は書面で持参または県が指定する方法により提出しなければならない。

(1) 提出資料等に係るファイルの容量が2MBを超えるもの

(2) ウイルス感染があることが判明し完全にウイルスを駆除することができないもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が持参または県が指定する方法により提出することが必要であると認めたもの

(競争参加資格確認申請等に伴う手続)

第10条 制限付き一般競争入札および簡易型一般競争入札において電子入札システムにより競争参加資格確認申請書の送信があった場合には、競争参加資格確認申請書受付票(別記様式第3号)を送信する。

2 公募型指名競争入札において電子入札システムにより技術資料の送信があった場合には、入札執行者は、技術資料受付票(別記様式第4号)を送信する。

3 電子入札参加者は、前2項の競争参加資格確認申請書または技術資料を取下げの場合は、書面により入札執行者へ届け出なければならない。

4 入札執行者が必要と認めた場合は、本条第1項の競争参加資格確認申請書または本条第2項の技術資料を再度送信することができる。

5 次の各号のいずれかの変更に伴い I C カードが使用できなくなった電子入札参加者（以下「特定電子入札参加者」という。）は、知事の承認を受けた日から起算して4週間（以下「承認期間」という。）に限り、競争参加資格確認申請書（別記様式第 17 号）を持参または県が指定する方法により提出することができる。

- (1) 法人名の変更
- (2) 代表者または受任者の変更
- (3) 本店所在地の変更
- (4) I C カード名義人の住所の変更

6 特定電子入札参加者は、前項の承認を受けようとするときは、紙入札参加承認申請書（別記様式第 18 号）に I C カードが使用できなくなった事由が確認できる書面を添えて、知事に申請するものとし、知事は、申請内容を適当と認めるときは同項の承認をするものとする。

7 知事は、第 5 項の承認をした場合において、特定電子入札参加者が承認期間内に第 4 条第 4 項第 1 号に規定する認定認証事業者から有効な I C カードの交付を受けられなかったときは、特定電子入札参加者からの申請により、承認期間を 2 週間延長することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

8 第 5 項の規定による競争参加資格確認申請書の提出があったときは、第 14 条第 1 項の紙入札参加届出書の提出があったものとみなすことができる。

9 電子入札システムにおける障害等の理由により県が指定する電子入札参加者は、本条第 1 項の競争参加資格確認申請書または本条第 2 項の技術資料を持参または県が指定する方法により提出しなければならない。

10 事後審査型一般競争入札においては、競争参加資格確認申請を省略する。

（一般競争入札等の競争参加資格確認通知）

第 11 条 制限付き一般競争入札および簡易型一般競争入札に係る電子入札参加者の入札参加資格の有無に関する通知は、入札執行者が競争参加資格確認通知書（別記様式第 5 号）を電子入札システムにより送信することにより行う。

2 制限付き一般競争入札および簡易型一般競争入札において、前条第 5 項の規定により競争参加資格確認申請書を提出した特定電子入札参加者、第 9 項の規定により指定した電子入札参加者および前項の競争参加資格確認通知書を送信する前に紙入札の届出を受理した入札参加者には、前項の競争参加資格確認通知書を書面により送付する。

（指名競争入札等の指名通知等）

第 12 条 公募型指名競争入札および指名競争入札に係る電子入札参加者の指名は、入札執行者が指名通知書（別記様式第 6 号）を電子入札システムにより送信することにより行う。

2 公募型指名競争入札において指名しない場合は、非指名通知書（別記様式第 7 号）を電子入札システムにより送信する。

3 公募型指名競争入札において第 10 条第 9 項により指定した電子入札参加者および前 2 項

の指名通知書等を送信する前に紙入札の届出を受理した入札参加者には、前2項の指名通知書等を書面により送付する。

(電子入札に関する必要な事項)

第13条 電子入札に関する必要な事項は、次の各号に掲げるものを除き、原則として、紙入札の場合と同様とする。

- (1) 電子入札においては、代理人による入札は認めない。
- (2) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報ならびに電子入札参加者の電子署名および当該電子署名に係る電子証明書が入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- (3) 入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが明らかであること。
- (4) 入札に使用したICカードが、有資格者名簿に登録された代表者等が取得したものであり、かつ、制限付き一般競争入札、簡易型一般競争入札および公募型指名競争入札においては、第10条第1項から第2項に定める手続きに使用した名義人のものであること。
- (5) 第1回目の入札金額に対応した積算内訳書に係るファイルを入札書に添付して送信し、その情報が入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

2 次の各号に掲げる事項を、電子入札に際しての注意事項とする。

- (1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。
- (2) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に、必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (3) 開札手続を進めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札参加者は、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認するよう努めること。
- (4) 入札書および積算内訳書（事後審査型一般競争入札においては、提出資料等を含む。以下「添付資料」という。）を送信し、入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書および添付資料の情報が記録された後においては、入札書および添付資料を書き換え、引き換え、または撤回することはできない。

(紙入札の届出)

第14条 入札を紙入札により行おうとする者は、紙入札参加届出書（別記様式第8号）を入札執行者に持参または県が指定する方法により提出しなければならない。

2 入札執行者は、前項の規定により紙入札参加届出書が提出され、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札の届出を受理する。この場合において、既に実施した電子入札システムによる書類の送信および受信は、有効なものとする。

(1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ＩＣカードを取得していないために滋賀県の電子入札システムへの利用者登録をただちに行えない場合

(2) ＩＣカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再発行の申請をし、準備中の場合

(3) 法人名、代表者等の変更により、ＩＣカードの再取得の申請をし、準備中の場合

(4) 電子入札参加者の使用する電子計算機が故障した場合

(5) 前４号に掲げる場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があり、かつ、入札手続に支障がないと入札執行者が認めた場合

３ 入札書受付締切日時までに前項の届出書を受理した場合には、入札執行者は、紙入札業者登録を行うものとする。

４ 第１項の届出をした者は、第２項第１号の場合を除き、入札書および添付資料を印刷したものを入札執行者が指定した日時に指定した場所へ持参または県が指定した方法により提出しなければならない。

５ 本条のほか、紙入札参加届出書を提出した者の電子入札に関する手続については、別に定める。

(入札の辞退)

第 15 条 電子入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができる。

２ 入札執行者は、電子入札システムの使用に係る電子計算機に辞退届の情報が記録された時には、当該電子入札参加者に対して辞退届受付票（別記様式第 9 号）を送信する。

３ 紙入札の届出を受理した入札参加者は、辞退届を書面により提出することにより辞退することができる。

４ 前３項の規定にかかわらず、入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合にあっては、開札日時の 30 分前までに入札執行者に辞退届を書面で提出して辞退することができる。

(入札書の受付)

第 16 条 入札執行者は、電子入札システムの使用に係る電子計算機に入札書の情報が記録された時には、当該電子入札参加者に対して入札書受付票（別記様式第 10 号）を送信する。

(入札書受付締切り)

第 17 条 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書および添付資料の送信または提出を受け付けない。

２ 送信または提出された入札書および添付資料の引換え、変更または取消しをすることはできない。

３ 入札執行者は、入札書受付締切日時が経過した後、全ての電子入札業者に対して入札締切通知書（別記様式第 11 号）を送信する。

(積算内訳書の内容の確認)

第 18 条 積算内訳書の内容の確認は、開札時に行う。

(開札の実行)

第 19 条 紙入札の届出を受理した入札参加者がいる場合には、入札執行者は、当該入札事務に関係のない職員に立ち会わせて、開札処理を開始する直前に、提出された入札書の入った封筒を開封し、それぞれの入札書の内容を確認する。

2 開札日時を経過すると、入札執行者は開札の手続を開始し、紙入札の届出を受理した入札参加者がある場合は、その者の入札金額を電子入札システムに入力する。

3 入札執行者は、予定価格書を開封し、電子入札システムに予定価格等の入力を済ませた上で一括開札を行う。

(落札決定)

第 20 条 落札者を決定することができる場合には、入札執行者は、電子入札参加者全員に落札決定通知書（別記様式第 12 号）を送信する。

2 開札結果は、入札執行後、設計図書、契約書等と一括して保管し、開札結果に当該開札処理に立ち会った職員に立会人として記名押印させる。

3 簡易型一般競争入札および事後審査型一般競争入札においては、開札結果に競争参加資格を確認した職員に記名押印させる。

(くじ引きによる落札者の決定)

第 21 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合または総合評価方式の入札において評価値が同じ者が 2 人以上ある場合には、電子入札システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

2 入札執行者は、電子入札システムにより入札書を提出した者にあつては電子入札システムにより入札書を提出する際に当該入札者が選択した 3 桁の番号（以下「くじ番号」という。）等を基礎として、紙入札により入札書を提出した者にあつては入札書に記載されたくじ番号を基礎として前項のくじ引きを行うものとする。

3 紙入札により入札書を提出した者であつて、くじ番号を入札書に記載しなかった者のくじ番号は、「000（ゼロゼロゼロ）」を選択したものとする。

(入札の取りやめ)

第 22 条 入札の執行回数は、原則として 2 回までとし、第 2 回目の入札で落札者がいない場合には、入札執行者は、入札の取りやめを確認し、電子入札システムにより取止め通知書（別記様式第 13 号）を入札した者全員に送信する。

2 入札書受付締切日時において不着または辞退により入札した者がいない場合は、入札執行者は、入札の取りやめを確認し、電子入札システムにより中止通知書（別記様式第 14 号）を入札参加者全員に送信する。

3 入札執行者が定める期間に、第 10 条の競争参加資格確認申請等に伴う手続を行った者がい

ない場合は、入札執行者は入札の取りやめを確認し、電子入札システムにより中止処理を行う。

4 入札執行者は、第 25 条の規定による不落随契のに移行しない場合には、入札の取りやめを確認した上、電子入札システムにより取止め通知書（別記様式第 13 号）を入札した者全員に送信する。

5 入札執行者は、入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札の取りやめを確認し、開札日時よりも前の期間においては入札を中止し電子入札システムにより中止通知書（別記様式第 14 号）を入札参加者全員に送信し、開札日時以降で落札者を決定するまでの期間においては電子入札システムにより取止め通知書（別記様式第 13 号）を入札した者全員に送信する。

6 前 5 項により入札を取りやめる場合において、紙入札の届出を受理した入札参加者には、入札執行者は、書面により取止め通知書または中止通知書を書面により送付する。

（落札決定の保留）

第 23 条 入札執行者は、落札者を決定するにあたり、落札決定を保留する必要がある場合は、落札決定を保留する。

2 入札執行者は、落札決定の保留を確認し、保留通知書（別記様式第 15 号）を電子入札業者全員に送信する。

3 前 2 項により保留した後、落札者が決定した場合には、第 20 条の規定によるものとし、開札結果は、設計図書、契約書等と一括して保管する。

（再度の入札）

第 24 条 第 1 回目の入札を執行して、落札となるべき者がなく、第 22 条第 2 項に規定する事由もない場合には、再度の入札を執行することとして、再入札通知書（別記様式第 16 号）を当該入札に参加した電子入札参加者に送信する。

2 前項の場合において、紙入札の届出を受理した入札参加者には、入札執行者は、書面により再入札通知書を書面により送付する。

3 再度の入札を執行する場合においては、第 15 条から第 21 条までの規定を準用する。

4 開札日時を経過すると、開札の手続を行う。ただし、再度の入札に参加するすべての者から再入札の提出を確認したときは、直ちに開札の手続を行うことができる。

（不落随契）

第 25 条 不落随契（再度の入札を実施し、落札者がいないときの随意契約をいう。）を締結するために見積り合わせを実施する場合には、見積依頼通知書を入札参加者に送信する。

2 見積依頼通知書は、談合その他の不正行為によってされたと認められる入札を行った者、最低制限価格を下回った入札をした者および競争参加資格を満たさない者を除き、3 者程度に対して送信する。

3 前項の場合において、紙入札の届出を受理した入札参加者には、入札執行者は、書面により見積依頼通知書を送付する。

4 入札執行者は、電子入札システムの使用に係る電子計算機に見積書の情報が記録された時

には、当該電子入札参加者に対して見積書受付票を送信する。

5 見積書受付締切日時を経過した後は、見積書の提出または送信を受け付けない。

6 入札執行者は、見積書受付締切日時以後、本条第2項および第3項により見積依頼通知書を送付した全ての電子入札参加者に対して見積締切通知書を送信する。

7 見積書受付締切日時を経過すると、入札の開札手続に準じて見積り合わせの手続を行う。
(採用決定)

第26条 採用者を決定することができる場合には、入札執行者は、前条第2項および第3項により見積依頼通知書を送付した全ての者に採用決定通知書を送信する。

(契約の相手方)

第27条 契約の相手方は、入札に使用したICカードの名義人とする。ただし、共同企業体については、構成員全員の代表者等の名義を表示して、契約の相手方とする。

(入札情報の公表)

第28条 電子入札における入札および契約の過程ならびに契約の内容は、滋賀県の建設工事に係る発注の見通しならびに入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要綱に基づき公表する。

2 電子入札における入札公告、開札結果および当初契約の内容については、滋賀県の設置する入札情報公開システムにより、インターネットにおいて公表する。

(補則)

第29条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県が実施する電子入札に関する手続および運用に関して必要となる事項については、別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成18年1月25日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に公告または通知された入札については、なお従前の例による。

付則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に公告または通知された入札については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に公告または通知された入札については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に公告または通知された入札については、なお従前の例による。

付則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に公告または通知された入札については、なお従前の例による。